

【編集・発行】  
むつ商工会議所 総務課  
〒035-0071  
青森県むつ市小川町2丁目11-4  
TEL 0175-22-2281  
FAX 0175-22-0167  
E-mail:mutsucc2@jomon.or.jp

# 商工会議所報むつ

Mutsu Chamber Of Commerce And Industry

“むつ商工会議所” 平成10年4月1日スタート

格  
むつ商工会議所は、  
法人である。

ご  
むつ商工会議所 会頭 鷹架 武一

挨拶

織体制づくりが、今一  
番求められている課題  
であると認識しています。

第二点として、商工  
会議所の機能が円滑に  
動くためには、業界の  
偏りがあるはなりま  
せん。又役員間の信頼  
関係も大切なことであ  
ります。副会頭、専務  
理事等の役員を柱に常



員各位の力強いご支援はじめ通  
産省、東北通産局並びに青森県及び  
むつ市当局そして関係機関の手厚い  
ご指導、ご協力を得ましてこの四月  
一日より「むつ商工会議所」がスター  
トすることが出来ました。

この紙上をお借りし、改めて感謝  
と御礼を申し上げる次第です。

顧みれば、昭和三十五年十一月二  
十二日、会員数四百七十六名でむつ  
市商工会が発足しました。国青森県  
そしてむつの補助金、助成金を受  
けながら、経営改善普及事業を主な  
業務とし、傍ら、地域の総合的振興  
事業を中心、多種多様な活動を展  
開し、むつ下北地域商工業の総合的  
な発展に渾身の努力を傾注して参り  
ました。

商工会法が施行されて以来三十八  
年間、ご活躍くださった諸先輩並び  
に歴代役員及び関係者の方々の人知  
れぬご労苦に対しまして、深甚なる  
謝意を申し上げる次第でございます。

むつ商工会議所の創立あたり私  
は次のようなテーマに則り、ボリシー  
を全面的に打ち出して行く所存でござ  
ります。

先づ第一点は、近年の国際化、高  
度情報化及びモータリゼーション  
社会への進展、大型店の進出、価格  
破壊などにより、商業の変せんが  
著しく、県内でも大型店の占有率が  
高い地域となっています。日本商工  
会議所からダイレクトで入る情報を  
会員に迅速に伝達することに依り、  
時代のすう勢を敏感に反映できる組  
織としていたところを心からお喜  
び申しあげます。私ども日本商工会  
議所から新たな歩みを始めたことを  
心からお喜び申しあげます。

むつ商工会議所設立に寄せて  
むつ市長 杉山 肇

祝辭

日本商工会議所 会頭 稲葉興作



むつ市商工会の三十七年余の歴史  
の重さを、鷹架会頭以下役員・会  
員の皆様がしっかりと受け止めて  
くるものと思います。第三点として、  
下北地域は現在、巨大プロジェクト  
が幾つか進行中であり、これにたづ  
さわる人達が下北の中心地であるむ  
つ市に転入する傾向があり、明るい  
展望が待っています。これに伴い既  
存の商店街も活気を取り戻さなけれ  
ばなりません。若手経営者が活発に  
活動している商店街もありますので、  
モデルの商店街を抽出し、集客力の  
ある新規な商店街づくりを是非実  
現したいと念願しているところでご  
ざいます。

第四点は下北半島全体の開発も視  
野に入れなければなりません。むつ  
市に呼び込むにしても導線の充  
実が大切です。むつ市までの車約一時間、途中に何  
も無いと言うことでは人は来ません。  
同時にむつ市から奥の地域の活性化  
推進もむつ市にとって大きなメリッ  
トがあります。その意味で、他の町  
村との広域的な連携・協力が必要と  
考えております。最後に、

商工会議所の目的は地区内の商工  
業者の共同社会を基準とし、商工業  
の総合的な改善発達を図り、兼ねて  
社会一般の福祉の増進に資し、もつ  
てわが国商工業の発展に寄与するこ  
とであります。いざにせよ商工会  
議所といたしましても、  
新しいお仲間を迎える  
ことができ、誠に嬉し  
く、また大変心強く存  
する次第であります。

下北半島の中心部に  
位置するむつ市は、古  
くから下北半島の政治、  
経済・交通の中心地と  
して着実な発展を続け  
てまいりました。近年  
では、「心豊かで住み  
よい活力のある中核都  
市」を基本理念に、下北半島縦貫道  
路の整備、海洋科学拠点都市を目指  
した関連施設の設置等に取り組まれ  
るなど、21世紀を展望した総合的  
な事業が進められており、下北半島



外を問わず大きな変革  
を見せ、それらに地域の商工業者の  
皆さんは好むと好まざるとに関わら  
ず対応していかなければならぬ状  
況下にあり、かつまた、下北半島の  
中核都市に在る総合経済団体として  
は、広域的視野に立脚した商工業の  
育成による経済の活性化に取り組む  
べきであるとの観点から、昭和五十  
三年以降「商工会議所移行」を重点  
事業に掲げ、会頭以下役員・会員  
の皆さんの積極的な移行への推進姿  
勢がここに実を結んだものであると  
存じております。

今後も、会員一丸となつたむつ商  
工会議所のさらなる発展をお祈り申  
し上げることはもちろん、市とし  
てもより一層の支援をお約束し祝意  
のご挨拶といたします。

会議所の設置に至るまで、並々ならぬ  
ご苦労があつたことと拜察いたしま  
すとともに、会員並びに役員一丸  
となつて移行へご努力されたことに  
対し、衷心より敬意を表するもので  
あります。

さて、わが国の経済はバブル崩壊  
後、個人消費の低迷をはじめとした  
国内需要の落ち込み、金融システム  
不安、アジア通貨危機などの要因が  
信じるものであります。

むつ商工会議所が、むつ市商工会議所  
から移行がなされここに念願の設立  
をみましたことに対し、むつ市議会  
を代表いたしまして心よりお祝いを  
申し上げます。

商工会議所への移行につきまして  
は、昭和53年にむつ商工会事業の  
重要な意義があり、商工会時代以  
上に、今後も地域振興と共に取り組  
む兩輪として心からの賛同の意を表  
し、商工会議所としてのさらなる雄  
飛を念願するものであります。

昭和三十五年十一月二十二日に四  
百七十六名の全員で発足し、今日ま  
で、経営改善普及事業、総合振興事  
業を中心に地域商工業の総合的な發  
展に渾身の努力を傾注されてきたむ  
つ商工会が、一体となつて多種多  
様な事業への積極的な対応を進め、  
会員数も今日までに約三倍の千四百  
名を数えるところとなりました。

名を数えるところとなりましたことは、歴代  
会長並びに役職員の貴重な労をいたわ  
りましたことは、歴代会長並びに役職員の駆  
使の賜であると敬服致しますと共に、会員の貴  
重な労をいたわることであります。副会頭、専務  
理事等の役員を柱に常に活動する組織が、今一  
番求められている課題であると認識していま  
す。

このような中、むつ  
商工会議所への移行に  
つきましては、中小企  
業者に対し、常に確  
かに迅速な経済情報の  
提供をはじめ、相談業務の拡充充実、  
国際化に向けた「原産地証明」の發  
行等を行えることにより、激変する  
経済環境に対し即応性のある強力な  
指導力を持つ地域経済団体となり  
得ることはもとより、地域社会の福  
祉と活性化の推進を目的として活  
動することが可能となる団体という  
ことで、ここに面目を一新されまし  
たことは誠に時宜を得たことであり、  
当市發展の大きな要因となるものと  
思われるものです。

どうか貴会議所におかれましては、  
下北の中核都市としてのむつ市發展  
の一翼となりべく、偉大なる抱負  
と周到なる企画を持って、その使命  
達成のための邁進されますよう熱望  
いたしますとともに、会頭はじめ、  
関係各位の御健勝とご活躍を祈念し  
お祝いの言葉といたします。



複雑に重なり景気が後  
退局面に入っている感  
が否めない状況にあり  
ますし、当市において  
も中小企業をめぐる状  
況は非常に厳しいもの  
があり、先行き不透明  
な状況にあります。

このように、むつ  
商工会議所への移行に  
つきましては、中小企  
業者に対し、常に確  
かに迅速な経済情報の  
提供をはじめ、相談業務の拡充充実、  
国際化に向けた「原産地証明」の發  
行等を行えることにより、激変する  
経済環境に対し即応性のある強力な  
指導力を持つ地域経済団体となり  
得ることはもとより、地域社会の福  
祉と活性化の推進を目的として活  
動することが可能となる団体という  
ことで、ここに面目を一新されまし  
たことは誠に時宜を得たことであり、  
当市發展の大きな要因となるものと  
思われるものです。

どうか貴会議所におかれましては、  
下北の中核都市としてのむつ市發展  
の一翼となりべく、偉大なる抱負  
と周到なる企画を持って、その使命  
達成のための邁進されますよう熱望  
いたしますとともに、会頭はじめ、  
関係各位の御健勝とご活躍を祈念し  
お祝いの言葉といたします。

この記念すべき日を新たな出発点  
として、商工業者と地域経済社会の  
更なる発展のため、こうした厳しい  
時代を乗り切り、商工会議所の使命  
を達成され、輝かしい歴史を築いて  
いかれますよう、皆様のご活躍を心  
からご期待申しあげます。

このたび、むつ商工会議所が管内  
商業者の総意のもと、全国518  
番目の商工会議所として新たな歩み  
を始められましたことを心からお喜  
び申しあげます。私ども日本商工会  
議所から新たな歩みを始めたことを  
心からお喜び申しあげます。



専務理事 濑川素之



副会長 小原長之助



副会頭 菊池健治



日頃から労働行政の運営につきましては格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、最近の全国の労働市場は、経済構造・産業構造の大きな変化の影響に直面しており、有効求人倍率は〇・四六%と一倍を大きく割りこんでさらに低下傾向にあるなど全体として厳しい状況にあります。中でも、相次ぐ金融機関等の破綻等に見られるようにホワイトカラー層の雇用状況は厳しく、平成10年2月のむつ公共職業安定所有効求人倍率は全体で〇・三〇倍(パートタイムを除く現数値)のところ、管理職で〇・〇〇倍、事務職で〇・一六倍などとございます。また、求人の年齢制限によって再就職先が更に増えています。

「雇用連絡票」は職安・商議所で発行中。

## 「むつ出張所」

### が 開設

創立したのに伴い、従来、むつ市役所の市民相談室が窓口となり、月一回、中央会より職員が来市し、移動巡回指導を行って来ました。

今回、商工会議所のスタッフと一緒に、むつ商工会議所の内線を借用する予定である。

## 青森県中小企業団体中央会

### 日本語文書処理(ワープロ技能)検定

級別	施 行 日	申込期間
1級	平成10年10月4日 日曜日	8月19日(水)～ 9月7日(月)
2級	平成10年5月16日 土曜日	4月1日(水)～ 4月20日(月)
	平成10年10月3日 土曜日	8月19日(水)～ 9月7日(月)
3級	平成10年7月11日 土曜日	6月1日(月)～ 6月15日(月)
	平成10年12月5日 土曜日	11月2日(月)～ 11月13日(金)
	平成11年3月6日 土曜日	2月1日(月)～ 2月15日(月)
4級	平成10年5月30日 土曜日	4月1日(水)～ 4月15日(水)
	平成10年8月29日 土曜日	7月1日(水)～ 7月15日(水)
	平成10年11月7日 土曜日	10月1日(木)～ 10月15日(木)
	平成11年2月6日 土曜日	1月4日(月)～ 1月14日(木)

### ◆平成10年度 各種検定試験実施予定表◆

珠 算 檢 定		簿 記 檢 定	
回数	施 行 日	申込期間	施 行 日
89	平成10年6月28日(日)	5月11日(月)～ 5月29日(金)	平成10年4月28日(火)～ 5月20日(水)
90	平成10年10月25日(日)	9月7日(月)～ 9月25日(金)	平成10年10月1日(木)～ 10月20日(火)
91	平成11年2月14日(日)	10年12月17日(木)～ 11年1月14日(木)	平成11年1月13日(水)～ 2月2日(火)

### 小 売 商 (販 売 士) 檢 定

級別	施 行 日	申込期間
1級	平成11年2月17日(水)	平成10年12月21日(月)～平成11年1月22日(金)
2級	平成10年10月7日(水)	平成10年8月24日(月)～平成10年9月11日(金)
3級	平成10年7月8日(水)	平成10年5月25日(月)～平成10年6月12日(金)

### 検 定 料 金

ワープロ検定	1級→9,690円	2級→8,160円	3級→6,120円	4級→3,060円
珠算検定	1級→2,040円	2級→1,530円	3級→1,330円	4～6級→920円
簿記検定	1級→7,140円	2級→4,080円	3級→2,040円	4級→1,530円
販売士検定	1級→7,140円	2級→5,100円	3級→3,570円	

※受験ご希望の方は、各検定試験毎の受験申込用紙にご記入の上、検定料を添えて むつ市小川町2丁目11-4 むつ商工会議所へお申込み下さい。詳しいお問い合わせは、TEL 0175-22-2281代むつ商工会議所振興課までお問い合わせ下さい。

平成10.01.29第4号

### 商工会議所設立認可書

むつ商工会議所  
設立発起人総代 鷹架武一殿

平成10年1月28日付で申請がありました  
むつ商工会議所の設立については  
商工会議所法第28条第1項の規定に基づき  
認可します。

平成10年3月18日

通商産業大臣 堀内光雄



## 事務局スタッフ

◆専務理事(常勤役員) 濑川素之
◆専務局長(総務課長兼務) 三津谷郁穂
◆事務局次長(中小企業相談所長兼務) 伊藤一男

### ★総務課

立石石野亨
花百合子(パート)

### ★指導課・中小企業相談所

西松船角竹林隆(経営指導員)
村谷場野園幸雄(補助員)
久永一育(記帳専任職員)
恵仁(記帳専任職員)

**平成10年度  
むつ市中小企業簡易小口資金特別保証制度要綱**

1. 目的	この制度は、むつ市の中小企業者に対し事業資金の保証を行い、もって企業経営の安定に資するために実施する。
2. 保証対象	むつ市に主な事業所を有し、原則として6ヶ月以上同一事業を営む中小企業者で納税状況の良好な者。
3. 取扱金融機関	青森銀行・みちのく銀行・下北信用金庫・青森県信用組合のむつ市内各本支店。
4. 保証承諾総額	原則として、過年度の保証債務残高に対する裏付資金を除いた貸付金の5倍から10倍の範囲内において、むつ市と青森県信用保証協会の協議のうえ決定する。
5. 実施期間	平成10年4月1日から平成11年3月31日まで
6. 裏付資金	この制度の円滑な運営のため、その資金をむつ市から青森県信用保証協会に貸付けをする。
7. 保証条件	(1)資金の用途 運転資金及び設備資金 (2)保証金額 一企業につき 750万円以内。 (3)保証期間 5年以内。 (4)貸付利率 ・長期 長期信用銀行最優遇貸出金利(長期プライムレート) + 0.6%以内(毎月連動) ・短期 (1年内) 3.8%以内(固定) (5)保証形式 手形貸付及び証書貸付の保証。 (6)償還方法 一括払い又は割賦償還(毎月元金均等)。 (7)保証料率 年率0.85%
	ただし、無担保保険に該当する場合には年率0.80%とし、また、特別小口保険に該当する場合には、年率0.68%とする。
	(8)保証人及び担保 保証人は特別小口保険に該当するもの以外は1名とし、必要に応じて担保を徴求する。
8. 受付場所	青森銀行・みちのく銀行・下北信用金庫・青森県信用組合のむつ市内各本支店・むつ商工会議所・青森県信用保証協会
9. その他	(1)この制度の略称は④とする。 (2)この要綱に定めのない事項については、むつ市、むつ商工会議所、取扱金融機関及び青森県信用保証協会が協議のうえ決定する。

**平成10年度  
むつ市中小企業近代化資金特別保証制度要綱**

1. 目的	この制度は、むつ市の中小企業者に対し長期の運転資金並びに設備資金の保証を行い、企業の近代化と経営の安定を図り、地元産業の振興を期するために実施する。
2. 保証対象	むつ市に主な事業所を有する中小企業者で次の各号に該当する者。 (1)企業の近代化と経営の安定のための長期資金を必要とする者。 (2)むつ市の地域内で原則として同一事業を引き続き1年以上経営している者。 (3)納税状況の良好な者。
3. 取扱金融機関	青森銀行・みちのく銀行・下北信用金庫・青森県信用組合のむつ市内各本支店。
4. 保証承諾総額	原則として、過年度の保証債務残高に対する裏付資金を除いた貸付金の5倍から10倍の範囲内において、むつ市と青森県信用保証協会が協議のうえ決定する。
5. 実施期間	平成10年4月1日から平成11年3月31日まで
6. 裏付資金	この制度の円滑な運営のため、その資金をむつ市から青森県信用保証協会に貸付けをする。
7. 保証条件	(1)資金の用途 (i)事業の近代化に要する設備資金。 (ii)資金構成を適正にするための長期運転資金。 (2)保証金額 一企業につき2,000万円以内。 (3)保証期間 7年以内。(うち据置期間は6ヶ月以内) (4)貸付利率 ・長期 長期信用銀行再優遇貸出金利(長期プライムレート) + 0.6%以内(毎月連動) ・短期 (1年内) 3.8%以内(固定) (5)保証形式 手形貸付及び証書の貸付の保証。 (6)償還方法 一括払い又は割賦償還(毎月元金均等) (7)保証料率 年率0.85%
	ただし、無担保保険に該当する場合には年率0.80%とし、また、特別小口保険に該当する場合は、年率0.68%とする。
	(8)保証人及び担保 保証人は特別小口保険に該当するもの以外は1名とし、必要に応じて担保を徴求する。
8. 受付場所	青森銀行・みちのく銀行・下北信用金庫・青森県信用組合のむつ市内各本支店・むつ商工会議所・青森県信用保証協会
9. その他	(1)この制度の略称は⑤とする。 (2)この要綱に定めのない事項については、むつ市、むつ商工会議所、取扱金融機関及び青森県信用保証協会が協議のうえ決定する。

**平成10年度税制改正速報**

税制改正の内容は次のとおりです。

- 少額減価償却資産の取得価格基準の引き下げ(平成11年分から適用)  
**20万円→10万円**
- 一括償却資産(10万円以上20万円未満)の3年間均償却の選択(平成11年分から適用)  
※期中所得分に係る月数を分なし
- 2分の1簡便償却の廃止(平成11年分から適用)
- 建物の償却方法を定額法に限定(平成10年分から適用)  
※平成10年4月1日以後に取得した建物
- 青色申告特別控除額の引き上げ(平成10年分から適用)  
**35万円→45万円**
- 人の控除の引き上げ(平成10年分から適用)
  - (1)特定扶養親族控除額 53万円→58万円
  - (2)特別障害者控除額 35万円→40万円
  - (3)配偶者控除額又は扶養控除額の加算額
- ※配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合  
**30万円→35万円**

**無担保・無保証人  
マル経資金融資について(お知らせ)**

**(小企業経営改善資金)**

利 率	運転資金		設備資金
	融資額	融資期間	
2.3% (4月13日現在)	550万円以内(別枠450万円以内)	4年以内	6年以内
(据え置き期間)		6ヶ月以内	
※別枠については、平成11年3月31日までの時限立方で、申し込みに際し、現物資料・事後指導・条件変更なしの扱いとなっております。			
経営改善に資する目的で推薦を受ける者が、その目的に積極的に取り組むことが必要であり、そのためには商工会議所が実施する各種事業への出席・参加及び相談等によって自己の経営状況を的確に把握し、小企業の経営を万全なものとすることが本融資制度の趣旨となっております。			
国及び国民金融公庫の強い指導によって、マル経融資制度のより適正な運用が求められているところから、むつ商工会議所では、融資要件について次のとおり実施することになりましたので、お知らせいたします。			

**青森県中小企業事業活性化緊急  
支援資金貸付特別融資制度  
(略称⑥)終わる!!**

**むつ市商工会の推せん実績**

平成10年3月25日現在(申込み〆切日)

・推せん件数 74件

・推せん金額 6億5,500万円

**青森県中小企業経済環境適応資金特別保証融資制度要項**

**青森県商工政策課**

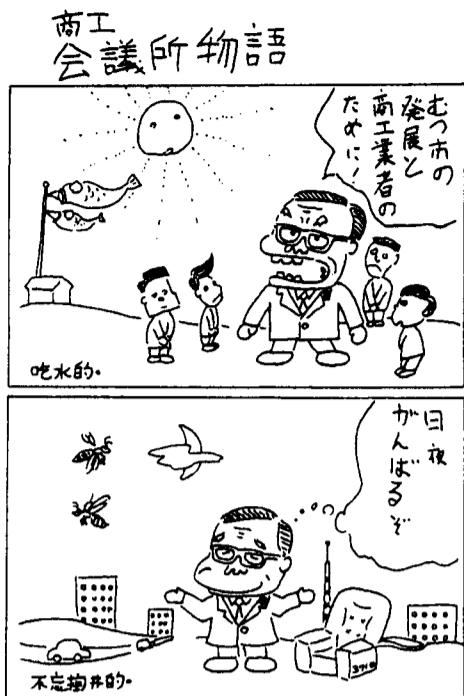
1. 目的	この制度は、経済環境の変化等によって経営に支障を来している県内中小企業者に対し、長期・低利の運転資金の融資を行うことにより、経営の維持安定を図ることを目的として実施する。
2. 融資対象	県内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者であって、次の各号の一に該当することにより経営の安定に支障を生じている者 (1)融資申込時における最近3ヶ月間の売上高若しくは生産高又は受注残高が前年同期に比し減少しているもの (2)倒産した企業の取引依存度が10%以上であるもの (3)倒産した企業に対し売掛債権を50万円以上有しているもの (4)当該事業年度の直前の事業年度の収益状況がその前事業年度と比較して悪化しているもの若しくは当該事業年度の収益状況が悪化していると認められるもの又は売掛債権が30万円以上回収不能となったもの等、経営の安定に支障が生じていると認められるもの (5)前各号のいずれかに該当する者であって、特に経営の安定に著しく支障が生じている者として知事が認めるもの 3. 取扱金融機関 青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関 44億円
4. 融資枠	平成10年4月1日から平成11年3月31日まで
5. 実施期間	県は、この制度の円滑な運営のため、18億900万円(過年度融資分を含む)を青森県信用保証協会に貸付けする。
6. 裏付資金	(1)資金使途 運転資金 (2)融資限度額 一企業につき6,000万円 2の(5)に係るものについては、一企業につき1億円 (3)融資期間 7年以内(うち据置期間は1年以内) 2の(5)に係るものについては、10年以内(うち据置期間は2年以内) (4)融資利率 小企業金融公庫、国民金融公庫の基準貸出金利以内 (5)融資形式 手形貸付又は証書貸付 (6)償還方法 原則として割賦償還とする。 (7)保証利率 年0.9%。ただし、無担保保険に該当する場合は、年0.85%とする。 (8)保証人及び担保 保証人は1名以上とし、必要に応じて担保を徴求する。
7. 融資条件	取扱金融機関又は信用保証協会 この制度の略称を⑦とする。
8. 受付場所	
9. その他	

【推薦要件(マル経資金推薦事務要領抜粋)】

- 規模用件……卸売・小売業・飲食店・サービス業は常時使用する従業員数が5人以下、製造業・鉱業建設業・運輸は常時使用する従業員が20人以下の小企業者及びこれに準ずる者であること。
- 指導用件……從前から商工会議所の指導を受けている者であること。
- 居住用件……最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っていること。
- 業種用件……非対象業種でないこと。環境衛生関係業種は運転資金に限る。
- 納稅用件……所得税・法人税、事業税又は県民税若しくは市民税を滞納していないこと。

この中で特に、平成11年以降、商工会議所が実施する説明会等へ出席した者及び相談実績のある者でなければ融資斡旋対象とすることが出来なくなります。

※説明会等とは、商工会議所が実施する経営改善に資する金融、労働、税務、経営、取引及び経理等の説明会・講習会・講演会です。  
詳細は商工会議所指導課(TEL 22-2281)へお問い合わせ下さい。



商工会議所の仲間入りをします。  
今後、日本商工会議所（会頭 稲葉興作、会員数一六三万余  
の傘下のもとで、各種事業を開拓することになります。  
平成十年四月一日より商工会から商工会議所に移行する地区  
は岐阜県羽島市・愛知県東海市・広島県廿日市市の四市となつ  
ています。

市商工会が

生まれ変わります。

解散債権請求申出公告

むつ市商工会は臨時総会決議により、平成十三年三月三十一日解散致しました。

つきましては、商工会法第55条（民法準用）規定により当むつ市商工会に債権を有せられた方は、左記ご留意のうえ、平成十年五月三十一日までにその旨を申出下さいますよう公告致します。

記

一、解散債権請求申出期間

平成十年四月一日～五月三十一日

むつ市商工会は臨時総会決議により、平成十年三月三十一日解散致しました。

つきましては、商工会法第55条（民法準用）の規定により当むつ市商工会に債権を有せられる方は、左記ご留意のうえ、平成十年五月三十一日までにその旨を申出下さいますよう公 告致します。

平成十年四月一日～五月三十一日  
解散債権請求申出期間  
一、右記期間後の申出債権は、当商工会の債務完済の後、未だ帰属権利者に引き渡していくない財産に限り請求をすることが出来ます。  
(但、遅延申出債権については、むつ市商工会残余財産帰属権利者むつ商工会議所が責任もつて対応します)

債權者各位

むつ市小川町二丁目二番四号

市商工會

変わつて來ているのに対応しきれない。

になつてゐる。

2、むつ市は下北地域約九万人の商圏を持ち、しかも水・緑・太陽の自然環境に囲まれながらも満足な商店街が無い。

3、全国的に伸びている商店街とは(1)商店街の中に大型店が存在している。(2)交通路の流れに乗つっている。(3)個性の豊かな商店が多いなどが挙げられる。

しかし殆んどの商店街の悩みは(1)消費者のニーズ「動向」が

田名部地区商店街診断の事後指導より

平成八年度に青森県経営振興課と共催により、田名部地区商店街診断を実施しましたが、このたび中小企業診断士・東正高氏を招き、田名部地区商店街の代表者と事後指導（講習会・懇談会）を行った。現在の田名部地区商店街と今後の商店街のあり方について、東先生の講話の一部を抜いて、次のとおりご紹介致します。

1、現在、全国に約一六〇〇〇〇商店街（法人・任意会も）があるが、九五%が伸び悩んで

合は一般的に五〇%は添付レシヤ外食に三〇%はロードの支払い貯金へ残りの二〇%で買付と貯金へ残りの二〇%で買付といバターンに変わってきてる。このような現況からしても、個々の商店街の売上が伸び悩んでる要因でもある。

結果として、全国的にみて空き舗の数は商店街平均四店舗によれば、年々これが増加する傾向にあるといわれる。

今後 の 商 店 街 と し て

(4) 大型店と個店は小錦と舞の海の市場と同じだ。(気力・技・体重)  
(5) 入り安い、出安い、話し安い、手取り安い、来安い個店づくり

(経営者の高齢化が目立つのも要因のひとつ)

②むつ・下北の消費者は地元商店街への貿物依存度が高い。だからあってのうちで経営者のしっかりとした考え方を持っています。

③これから個店はプロシヨップ化せよ。

(1) 大型店に無い独自の技術と知識

(2) 客との対話と情報の交換の場によく(お客様一人ひとりのニーズを認め)

自分の店に誇りを持って。

診断の事後指導より	
(1) 「むつ市の商業ビジョン」を作成する。 よし、これにておまけ	合は一般的に五〇%が流行、レジャー、外食に三〇%がローンの支払いと預貯金へ残りの二〇%で買い物というパターンに変わってきている。
(2) 商店街の年間の行事計画。予算をしっかりと組め。	このような現況からしても、個店及び商店街の売上が伸び悩んでいる要因もある。
(3) 年間に於いて商店街独自で主催する事業（イベント等）と最低四回必要だ。	結果として、全国的にみて空き店舗の数は一商店街平均四店舗にもなり、年々これが増加する傾向にあるといわれる。
(4) 大型店と定期的に接点（コミュニケーション）を図れ。	このように商店街の売上が伸び悩んでいる要因でもある。
(5) スタンダード・ポイントカード等の事業を考える。	結果として、全国的にみて空き店舗の数は一商店街平均四店舗にもなり、年々これが増加する傾向にあるといわれる。
(6) 街の美化を考える。（装飾街灯略の設置）	このように商店街の売上がり伸び悩んでいる要因でもある。

店街をみたまま聞いたままを一部紹介しました。

(ループ二三名を抽出し、提言して行くべきだ。

(2) 各商店街の組合費の他に積立金を考えるべきた。

(3) 組合員五〇名であれば一〇万円を掛けた五〇万円が総予算として最低必要な金額である。

(4) 青森県内で現在大小にかかわらず七一のスタンプ等の団体があるがスタンプ事業は最低三〇・一四〇店の加盟店が必要である。

(事業の運営費等から勘案して)

(1) 「むつ市の商業ビジョン」を作成せよ。  
（2）商店街の年間の行事計画。予算をしつかりと組め。

(3) 3年間において商店街独自で主催する事業（イベント等）と最低四回必要だ。

(4) 大型店と定期的に接点（コミュニケーション）を図れ。

(5) スタンプ・ポイントカード等の事業を考える。

(6) 街の美化を考える。（装飾街灯略の設置）

●青森県商工会議所連合会  
会長 沼田 吉藏様  
“ありがとうございます。”

中小企業金融公庫  
國民金融公庫  
総裁 角谷 正彦様  
同青森支店長 酒井 保様  
日本団体生命保険(株)  
取締役社長 松戸 猛様  
生駒 日出夫 様  
青森銀行むつ支店  
支店長 森 首席係

申し上げます――  
去る四月一日、むつ商工会議所がスタートしたのに伴い、次の方々より、お祝いの「生花」をはじめ「祝電」等を戴きました。  
ご披露をし、お礼にかえさせていただきます。

## むつ商工会議所役員名簿

役 職	氏 名	事 業 所
会 頭	鷹 架 武 一	鷹架工業株式会社 代表取締役
副 会 頭	菊 池 健 治	むつアサノコンクリート株式会社 取締役
同	小 原 長 之 助	有限会社小原酒米店 代表取締役
専務理事	瀬 川 素 之	前むつ市収入役
監 事	港 嘉 四 郎	有限会社ミナト家具サロン 代表取締役
同	浜 道 昭 一	有限会社浜道清掃社 代表取締役
同	畠 山 省 三	畠山税理士事務所

常議員

## 26名（五十音順）